障がい者手帳・医療費助成

障がい者手帳について

障がい者手帳の交付を受けることで、障がいのある方が生活を維持・継続するために必要な支援を受けたり、様々な福祉サービスを使うことができます。 手帳を持つことで不都合が生じることはありません。

各手帳の申請書は、福祉支援課(総合福祉センター)・総合事務所・支所・出

張所にあります。

【身体障がい者手帳】あか色

身体障がい者手帳は、身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳です。

障がいの程度によって1級から6級まであります。

手続きに必要なもの

- ●指定医による診断書
- 写真(タテ4㎝、ヨコ3㎝)2枚【上半身、無帽、1年以内】
- 身体障がい者手帳(変更の場合)
- ●マイナンバーカード

「障がい者」の表記について

「害」という漢字はマイナスイメージを 持つ言葉に多く用いられています。

萩市・阿武町では障がいのある方やその ご家族の気持ちを尊重して「障がい者」と 表記しています。ここでは、法に定められ ている用語についてもひらがなで表記して いますので、ご理解ください。

【療育手帳】みどり色

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された方に交付される手帳です。 判定については、保護者同伴のうえ、18 歳未満の方は萩児童相談所、18 歳以上の方は山口県知的障害者更生相談所に行き、判定を受けていただきます。

手続きに必要なもの

- 療育手帳交付申請書
- 写真(タテ4cm、ヨコ3cm) 1枚 【上半身、無帽、1年以内】
- ●マイナンバーカード

【精神障がい者保健福祉手帳】あお色

精神障がい者保健福祉手帳は、一定程度の精神障がいの状態にあることを認定するものです。

精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。

まずはご相談

ください!

精神障がい者保健福祉手帳の等級は精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。

※精神障がい者保健福祉手帳の**有効期限は2年**です。有効期限の3か月前から更新手続きができます。

手続きに必要なもの

- 下記のいずれかの書類
- ・精神障がい者保健福祉手帳用診断書
- ・精神障がいを支給事由とする障がい年金 証書または特別障がい給付金通知書+直近 の振込通知書+同意書
- 写真希望者のみ(タテ4㎝、ヨコ3㎝)1枚【上半身、無帽、1年以内】
- マイナンバーカード

各種手帳をお持ちの方へ このようなときは、手続きが必要です。

- 障がいがなくなったとき
- ・障がいの程度が変更又は、新しく別の 障がいが発生したとき
- ・住所、氏名が変わったとき
- ・保護者が変わったとき
- ・障がい者本人が死亡したとき

医療費の助成について

自立支援医療について

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担を軽減する制度です。利用者負担は、原則として1割となりますが、所得や病状などに応じて月額負担上限額が設定されています。

身体障がい者手帳の交付を受けた方で、その **更生医療** 障がいを除去・軽減する手術等の治療により

確実に効果が期待できる方(18 歳以上)

身体に障がいのある児童で、その障がいを除 育成医療 去・軽減する手術等の治療により確実に効果

が期待できる児童(18歳未満)

精神通院 統合失調症などの精神疾患のある方で 医療 通院による精神医療が継続的に必要な方

●問合せ先

萩市:萩市福祉支援課 障がい福祉係(Tel 0838-25-3523) 阿武町:阿武町健康福祉課 福祉保険係(Tel 08388-2-3115)

重度心身障がい者医療費助成制度について

身体障がい者手帳 1~3級、療育手帳 A 又は精神障がい者保健福祉手帳 1級をお持ちの方もしくは障がい年金 1級、特別児童扶養手当 1級を受給されている方の医療に関する経費のうち医療保険自己負担額を助成する制度です。

※障がい者本人の所得により、制限があります。

その他のサービス

各種手当や年金について

税の減免・控除について



心身障がい者福祉タクシー券について

交通機関等の割引について



日常生活用具の支給・貸与について

補装具費の支給について



補装具の借受について

一定以上の障がいがみとめられる方は、該当になる場合があります。詳しくはご相談ください。

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、障害者総合支援法にもとづいて提供されます。障害者総合支援法とは、地域社会における共生の実現に向けて障がい福祉サービスの充実や、障がいのある方の日常生活や社会生活を総合的に支援するためにつくられた法律です。障がい福祉サービスは「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

【対象】障がい者・児(身体障がい・知的障がい・精神障がい・発達障がい・難病患者等)





サービスの利用者負担

障がい福祉サービス、児童の福祉サービスの利用者負担額は、1月あたりのサービス利用料金の1割となります。ただし、利用料の負担が過重にならないよう、所得に応じた負担上限月額が設定されています。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
	市民税課税世帯(居宅で生活する障がい児)	4,600円
一般 1	市民税課税世帯 (居宅で生活する障がい者及び 20 歳未満の施設入所者)	9,300円
一般 2	市民税課税世帯 (一般1以外の世帯、グループホーム利用者)	37,200 円

障がい福祉サービス(介護給付)の内容

居宅 介護 居宅介護(ホームヘルプ)

自宅で入浴、排せつ、食事等の介 護、調理、洗濯、掃除等の家事な



療養 療養介護 介護

医療と常時介護を必要とする方に、 医療機関で機能訓練、療養上の 管理、看護、介護及び日常生活の 支援を行います



^{重度} 介護 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に 介護を必要とする方に、自宅で 入浴、排せつ、食事の介護、 外出時における移動支援など を総合的に行います



生活介護

常時介護を必要とする方に、昼間、 施設において入浴、排せつ、食事の 介護等を行うとともに、創作活動又 は生産活動の機会を提供します



短期

います

^{同行} 援護 同行援護

移動時及び外出先において 必要な視覚的情報の支援、 移動の援護、排せつ・食事、 その他外出する際に必要と なる援助を行います

短期入所

(ショートステイ)

自宅で介護する方が病気の場合な

どに、短期間、夜間も含め施設で

入浴、排せつ、食事の介助等を行



行動援護

重度の知的又は精神障がいにより行 動上著しい困難を有する方に、危険 を回避するために必要な援護、外出 における移動中の介護等を行います



入所 支援 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間 や休日、入浴や排せつ、食 事の介護等を行います



障がい福祉サービス(訓練等給付)の内容

自立訓練

(機能訓練·生活訓練)

自立した日常生活または社会 生活ができるよう、施設で一定 期間、身体機能又は生活能 力の向上のために必要な訓練 を行います



就労移行訓練

-般就労を希望する方に ・定期間、就労に必要な 知識及び能力の向上のた めに必要な訓練を行います



就労継続支援 A型=雇用型、 B型=非雇用型

-般就労が困難な方 に、働く場を提供するとと もに、知識及び能力の 向上のために必要な訓 練を行います



就労定着支援

就労移行支援等の利用を 経て一般就労へ移行した 障がい者に、相談を通じて 生活面の課題を把握し、 企業や関係機関等との調 整やそれに伴う必要な支 援を行います



自立生活援助

定期的な巡回、訪問、相談 対応等により、障がい者の状 況を把握し、必要な情報提 供や助言、相談、関係機関と の連絡調整等の自立した日 常生活を営むための環境整 備に必要な援助を行います



共同生活援助 (グループホーム)

身体障がい、知的障がいや精 神障がいのある方に、夜間や 休日、共同生活を行う住居 で、相談や日常生活上の 援助や介護等を行います



宿泊型自立訓練

日中仕事をされている方や、 障がい福祉サービス事業所、 デイケア等を利用している方に 対し、夜間の生活の場所を提 供し、帰宅後の食事、家事等 の生活能力向上のための訓練 を行います



自立訓練

障がいのある方が自立し た日常生活や社会生活 がおくれるよう、生活能力 の維持・向上のための訓 練や助言などの支援を提 供します



地域生活支援事業(萩市)の内容



相談支援

障がいの種別や各 種ニーズに対応でき る総合的な相談支 援を行います



移動支援

一人では外出が困 難な身体障がい、知 的障がいや精神障 がいのある方が円滑 に外出できるように 移動を支援します



日中一時支援

日中活動の場を提供し、 日常的に介護しているご 家族の就労及び休息を支 援します



訪問入浴サービス

訪問入浴車により家庭を 訪問し、入浴サービスを行 います



児童福祉法による福祉サービスの内容



児童発達支援

日常生活における基本的な 動作の指導、知識技能の 付与、集団生活への 適応訓練、その他必 要な支援を行います (対象:未就学児)



放課後等 デイサービス

生活能力の向上のために必 要な訓練、社会との交流の 促進、その他必要な支援を 行います(対象:就学児)



保育所等 訪問支援

障がい児以外の児童との集 団生活への適応のための専 門的な支援、その他必要な 支援を行います



居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援、医療型児童発達支援又は放 課後等デイサービスを受けるために外出すること が著しく困難な児童に対して、当該児童の居宅 を訪問し、日常生活における基本的な動作の指 導、機能訓練の付与、生活能力向上のために 必要な訓練等を行います